

公益財団法人木下記念事業団
規 程 第 7 号
最近改正 令和2年3月12日

学生寮設置運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
 - 第2章 寮生の採用（第9条～第13条）
 - 第3章 学生寮の貸借等（第14条～第16条）
 - 第4章 寮生の義務（第17条～第22条）
 - 第5章 保健、衛生及び安全（第23条～第27条）
 - 第6章 寮役員（第28条～第29条）
 - 第7章 選考委員会（第30条）
 - 第8章 補則（第31条～第33条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人木下記念事業団（以下「財団」という）が、財団定款第4条第1項第3号に定める、大学に在籍する学生及び大学院生に対する学生寮の設置運営業務を行うに当たり、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学 生 寮 財団が所有管理する会館で、別表に記載するものをいう
- (2) 寮 生 財団理事長から入寮を許可され、学生寮に居住する者をいう
- (3) 予約寮生 志望大学への入学ののち財団から入寮を許可される者をいう

（寮生の申請資格）

第3条 寮生として申請できる者は次の各号のすべてに該当する者で、かつ、申請者が在籍する大学の長の推薦を受けた者とする。

- (1) 申請資格を有する大学の学生及び大学院生
- (2) 学生寮から通学が可能で、自宅からの通学が著しい困難を伴う者
- (3) 学業成績が優秀、かつ、心身ともに健全である者
- (4) 独身又は単身生活である者
- (5) 経済的理由により修学に困難があると認められる者
- (6) この規程に定める書類等の提出義務を誠実に履行する者

（予約寮生の申請資格）

第4条 予約寮生として申請できる者は次の各号のすべてに該当する者で、かつ、申請者が在籍する高等学校校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 申請資格を有する高等学校の生徒
- (2) 志望する大学が学生寮から通学が可能で、自宅からの通学が著しい困難を伴う者
- (3) 学業成績が優秀、かつ、心身ともに健全である者
- (4) 独身又は単身生活である者
- (5) 経済的理由により修学に困難があると認められる者
- (6) この規程に定める書類等の提出義務を誠実に履行する者

2 高等専門学校の学生で大学に編入学しようとする者については、前項の規定を準用する。この場合において、前項の規定中、「高等学校校長」とあるのは「高等専門学校長」（以下「高等学校長等」という）、「高等学校」とあるのは「高等専門学校」（以下「高等学校等」という）と読み替えるものとする。

（申請資格を有する大学等）

第5条 寮生として申請資格を有する大学及び予約寮生の申請資格を有する高等学校等並びに予約寮生に係る寮生としての資格を得ることのできる大学については、学生寮設置運営規程施行内規（以下「施行内規」という）に定める。

（使用貸借期間）

第6条 寮室の使用貸借期間は、寮生採用決定以後財団において指定した日からその者の正規の履修課程の終期迄とする。

（経費の負担）

第7条 学生寮の維持に係る経費は、財団がこれを負担する。

- 2 寮生から賃料・入寮費または敷金等の名目のいかんを問わず、財団は寮生から居住のための経費を徴収しない。
- 3 光熱水料・衛生・廃棄物処理費等寮生各人が生活のために要する費用は、寮生各人が負担する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長は、理事会の決議を経て、特定の学生寮について賃料等を徴収することができる。

（寮管理人）

第8条 学生寮の管理は、理事長が委嘱した寮管理人をもってこれに當てる。

第2章 寮生の採用

（申請手続）

第9条 寮生になろうとする者の申請手続きは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、在籍する大学の長を経由して理事長に提出しなければならない。

- (1) 寮生推薦書
- (2) 寮生調書

(3) 健康診断書

(4) その他財団が必要と認める書類

2 申請書、寮生推薦書及び寮生調書は、財団所定の様式を使用する。

(寮生の採用決定)

第10条 寮生の採用は、寮生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

2 寮生の採用の決定は、採用通知書により在籍する大学の長を経て本人に通知する。

(予約寮生の申請手続及び採用決定)

第11条 予約寮生になろうとする者の申請手続及び決定については、前二条を準用する。

2 予約寮生としての採用決定は、予約寮生の在籍する高等学校長等を経て通知する。

3 予約寮生が志望大学に合格した時は、速やかに合格通知書の写しを理事長に提出しなければならない。

4 予約寮生は志望大学に入学後、速やかに本採用に係る申請書・在学証明書その他財団が必要と認める書類を理事長に提出しなければならない。

5 前項の手続きを経た者への寮生としての採用通知は、在籍する大学の長を経て本人に通知する。

(誓約書の提出)

第12条 寮生になろうとする者が第10条第2項の採用通知書を受理した時又は予約寮生が志望大学に合格した時は、誓約書を連帯保証人と連署の上、財団が指定する期間内に、理事長（財団事務所）まで提出しなければならない。

2 誓約書は、財団所定の様式を使用する。

(連帯保証人)

第13条 寮生になろうとする者は、日本国内に居住し、独立して生計を営む二人の連帯保証人を定めなければならない。ただし、そのうちの一人は三親等内の親族とし、その適任者がいない場合は、上記連帯保証人の要件を充足する他の者を以てこれに代えることができる。

2 前項の連帯保証人は、寮生になろうとする者と連帯してこの規程を守り、所定の義務を履行しなければならない。

3 寮生は、連帯保証人が欠けた時、又は理事長が不適当であると認めた時は、速やかに連帯保証人を補充し、又は変更しなければならない。

第3章 学生寮の貸借等

(入寮)

第14条 寮生として採用された者は、事前に寮管理人の指示を受けて入寮するものとする。

(寮室)

第15条 寮室の割当は、寮管理人が決定する。

2 寮生は寮管理人の承認を得ずに、無断で寮室を変更してはならない。

(退寮)

第16条 寮生が、正規の履修課程を終了した場合又は次の各号のいずれかに該当するに至った時は、退寮しなければならない。

- (1) 第3条各号に規定する要件を欠くに至った時
 - (2) 傷病のため学業遂行の見込みが無くなつたと認められる時
 - (3) 学業成績又は品行が不良になつたと認められる時
 - (4) 在籍する大学又は大学院で処分を受けた時
 - (5) 寮生が死亡した時
 - (6) 前各号に掲げるものの他、理事長が寮生として不適当であると認めた時
- 2 寮管理人は次の各号のいずれかに該当するに至った時は、寮生に対しては退寮を命ずることができる。
- (1) 本規程及び学生寮規則（以下「寮規則」という）に違反した時
 - (2) 故意・過失により火災を起こした時
 - (3) 故意に建物または施設を破（毀）損し、又は亡失した時
 - (4) 寮の風紀・秩序を甚だしく乱し、又は公序良俗に反して財団及び学生寮の名誉を汚した時
 - (5) その他退寮に該当するような不都合があると認められた時
- 3 正規の履修課程の途中で退寮を希望する寮生は、寮管理人に予め余裕をもって届け出なければならない。
- 4 退寮する寮生は、退寮期日及び退寮に係る手続き等について、寮管理人の指示に従わなければならない。

第4章 寮生の義務

(学業成績及び生活状況の報告義務)

第17条 寮生は毎学年終了後直ちに、学業成績及び生活状況報告書並びに財団が必要と認めた書類を財団に提出しなければならない。

(外泊届)

第18条 寮生は、帰省・旅行その他の事由により外泊する場合は、事前に事由を明らかにして、寮管理人に、外泊事由・期間を届け出なければならない。

(外来者との面接)

第19条 寮生は、外来者と面接する場合は集会室又は談話室を利用することとする。

2 寮生は、寮室に外来者を入室させるときは、寮管理人（神戸学生会館の場合は寮管理人、事務所又防災センター・以下「寮管理人等」という）の許可を得なければならない。

(禁止事項)

第20条 寄生は次の行為をしてはならない。

- (1) 寄室の全部又は一部を第三者に転貸し、若しくは名義のいかんを問わず他人に使用させること
- (2) 寄管理人等の承諾を得ることなく、寄室の構造、造作の変更、加工等を行うこと
- (3) 寄室内に第三者を同居させ、又は寄生以外の在室者名義を表示し、若しくは郵便物・文書等に寄生以外の名義を使用又はその連絡事務所とすること
- (4) 寄室内であると共用場所であるとにかくわらず学生寮内において、他に迷惑となる行為（賭博・放歌・高音・騒擾行為等を含む）又は建物および付属設備等に損害を及ぼすような行為をすること
- (5) 寄規則に反する自動車、単車等の所有又は使用
- (6) 寄管理人等の承認を得ないで行う、学生寮に付置している駐車場及び駐輪場の利用
- (7) その他寄規則に違反する行為

(指導監督)

第21条 財団は、寄生の学生寮における居住に関し、寄規則を定める。

- 2 財団は、寄生の本規程及び寄規則に違反する行為及び非行等に対し、隨時、指導監督の措置を講ずることができる。
- 3 寄生はこれに従わなければならない。

(行事への参加)

第22条 寄生は、財団及び学生寮が実施する行事には、積極的に参加しなければならない。

第5章 保健、衛生及び安全

(保健、衛生及び安全)

第23条 財団は、会館及び寄生の保健、衛生の向上並びに生活環境の改善に努めるものとする。

- 2 寄生は、自ら保健、衛生及び安全確保に留意しなければならない。
- 3 寄生は、学生寮及び寄室の鍵の保管、管理には万全の注意を払わなければならない。
- 4 寄生は、寮内外において犯罪の発生を認知した時は、直ちに警察に通報するとともに寄管理人等に報告しなければならない。

(負傷・疾病の報告)

第24条 寄生は、負傷・疾病又は伝染病にかかり、若しくはその疑いがある時は、速やかに寄管理人等に届け出をしなければならない。

(火災予防)

- 第25条 寮生は、火災予防に関して、万全の注意を払わなければならない。
- 2 学生寮及び寮室内において、指定されたもの以外の火気を伴う器具を使用してはならない。
- 3 電灯その他電力使用の箇所に故障が生じた時は、たとえ修復の技術を有するといえども、真にやむを得ざる応急処置の他は、これを施工してはならない。

(防災対策)

- 第26条 寮生は、財団が実施する会館の防災訓練に参加しなければならない。
- 2 非常の場合は、寮管理人等の指示に従い行動するものとする。

(保全)

- 第27条 財団は消防設備・エレベーター等に係る法定の検査を行うほか、電気・給水・排水等の設備についても必要と認める時は、隨時これを行うものとする。
- 2 寮管理人等は、建物の保全・衛生・防犯・防火・救護その他の事由により管理上必要あると認めるときは、あらかじめ寮生に通知したうえで寮室内に立入り、これを点検し、適宜の措置を講じることができる。但し緊急の場合は、事前の通知を必要としない。

第6章 寮役員

(寮役員)

- 第28条 財団は寮生を代表する役員として、各学生寮に寮長及び必要に応じて副寮長を置く。
- 2 寮役員は、寮管理人が任命する。
- 3 寮役員に事故ある時は、寮管理人が寮生の中から寮長代行を任命する。

(寮役員の任務)

- 第29条 寮役員は、財団及び寮管理人からの指示連絡事項を確実に寮生に伝達する。
- 2 寮長は、財団が行う行事等に寮生を代表して協力する。

第7章 選考委員会

(選考委員会)

- 第30条 財団に、第10条及び第11条の業務を推進するため、寮生選考委員会を置く。
- 2 寮生選考委員会は、3名以上5名以下の委員をもって組織する。
- 3 寮生選考委員会の委員は、理事長が選任する。

第8章 補 則

(学生寮の設置運営事業)

第31条 財団定款第4条に定める財団の事業としての学生寮の設置運営事業は、兵庫県のほか東京都、京都府及び大阪府において行うものとする。

(改 廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事会の決議により、施行内規を定める。

附 則

この規程は、公益財団法人木下記念事業団の設立の登記の日（平成24年1月5日）から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。

別表

名 称	所 在 地	対 象	部屋数
神戸学生会館	〒 650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6丁目2番14号	男子・女子	1 4 4
芦屋会館	〒 659-0074 兵庫県芦屋市平田町6番7号	女 子	8
芦屋浜会館	〒 659-0074 兵庫県芦屋市平田町7番24号	男 子	1 2
甲子園会館	〒 663-8165 兵庫県西宮市甲子園浦風町16番4号	女 子	1 8
奨学会館	〒 650-0001 兵庫県神戸市中央区加納町2丁目10番15号	男 子	2 0

公益財団法人木下記念事業団
内規 第2号
最近改正 平成28年10月28日

学生寮設置運営規程施行内規

(寮生の申請資格)

- 第1条 学生寮設置運営規程（以下「規程」という）第3条第1号に規定する「大学の学生」とは申請時に学生である者をいい、入学予定者はこれに該当しない。
- 2 規程第3条第1号に該当する学生であっても、次の者は申請資格がないものとみなす。
- (1) 昼間部以外の学生
 - (2) 国費留学生
 - (3) 学生寮への入寮開始時の年齢が、大学生の場合は25歳、大学院生の場合は30歳をそれぞれ超える者（年齢の基準日は、その年の4月1日とする）
 - (4) 財団の奨学生又は奨学生であった者
 - (5) 財団が所有管理する学生寮の寮生又は寮生であった者
- 3 理事長は、前項の規定にかかわらず、申請者に特段の事由があると認めるとときは、申請資格を認めることができる。
- 4 日本国籍を有しない学生は、留学生とみなす。

(申請資格を有する大学等)

- 第2条 規程第5条に定める申請資格を有する大学等は、次のとおりとする。
- (1) 大学 別表1に記載する大学のうち理事長が指定する大学
 - (2) 高等学校等 別表2に記載する高等学校のうち理事長が指定する高等学校
 - (3) 予約寮生に係る寮生としての資格を得る大学
別表3に記載する大学のうち理事長が指定する大学

(寮室の使用貸借期間)

- 第3条 規程第6条に定める学生寮の使用貸借期間は、別表4のとおりとし、履修課程の途中で寮生として採用された者は、残りの正規の履修課程の期間内で学生寮の使用貸借を受ける。ただし、別表4以外の履修期間が定められている場合は、その期間を正規の履修期間とし、留年等による期間の延長は認めない。
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、正規の履修期間が終了してもなお退寮できない特段の事情があると認めた場合は、事情に応じ相当の期間、寮室の継続使用を許可することができる。
- 3 理事長は、第1条第2項第5号の規定にかかわらず、寮生の学業成績、生活態度及び経済状態等を考慮して、次の各号に該当する場合は、寮室の継続使用を許可することができる。ただし、規程第9条に定める手続きを経るものとする。
- (1) 大学院修士課程又は博士課程前期から引き続き後期課程に進学する者。
 - (2) 学部から大学院に進学する者。

(退寮処分)

第4条 規程第16条第1項第3号に定める「学業成績が不良になったと認められる時」の判断基準は次のとおりとする。

(1) 取得単位の不足により留年した時

(2) 正規の履修期間中に卒業又は修了が見込まれないことが判明した時

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、留年等に関し、やむを得ない特段の事情があると判断した時は寮室の継続使用を許可することができる。

(寮役員の数)

第5条 規程第29条に定める寮役員の数は、別表5のとおりとする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この内規は、学生寮設置運営規程施行の日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年3月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年10月28日から施行する。

別表4

区分		履修期間
A	医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科を除く他の学部	4年
B	医学部医学科・歯学部歯学科・薬学部薬学科	6年
C	大学院修士課程又は博士課程前期	2年
D	大学院博士課程後期	3年

